

六甲山上及び摩耶山上地区における建築物等に関する審査基準について (風致地区内における建築等の規制に関する条例の建築物等の審査基準の策定)

1. 趣旨

- ・神戸市は「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、自然環境と開発の調和を図ってきましたが、六甲山上及び摩耶山上地区については、活性化に寄与するため、建築物の高さ基準を平成 30 年度より自然公園法に合わせる規制緩和を行っております。
- ・その後、地元関係者、事業者、学識経験者、行政等からなる「六甲山再生委員会」が平成 31 年 3 月に策定した「六甲山グランドデザイン」において、さらなる活性化のための方策として「時代に合った規制の見直しを行い、基準を明確にする」ことが定められたため、「風致地区内における建築等の規制に関する条例の建築物等の審査基準」を策定し、規制緩和を致します。

2. 審査基準の概要

- ・六甲山上及び摩耶山上地区における建築物等について、「建築物等の高さ」「緑地率」「建築物が接する地盤面の高低差」など、同地域にかかる自然公園法の基準よりも風致条例が厳しい基準について、自然公園法に実質的に準拠し、特例許可及び審議会への付議に関する手続きの取扱いを定めます。(別紙 1 参照)

3. 今後のスケジュール (案)

| | | |
|------|---------|--------------|
| 令和元年 | 10月～11月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和元年 | 11月 | 審査基準の策定及び公表 |
| 令和元年 | 12月 | 同基準の運用開始予定 |